

一般社団法人京都府マンション管理士会

会 員 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人京都府マンション管理士会（以下「当法人」という。）定款第10条、第11条、第13条、第17条の規定に基づき会員の入会並びに資格喪失に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員資格)

第2条 当法人の会員は、京都府内に住所又は事務所（マンション管理士事務所に勤務している場合は、その勤務先を事務所として取扱う。）を有するマンション管理士とする。

2 当法人の会員は、重複して日管連傘下の他のマンション管理士会に所属していないこと。

3 当法人の会員は、日管連に加盟していないマンション管理士会（紛らわしい名称を冠した団体を含む。）に所属していないこと。

(入会審査)

第3条 定款第11条の入会申込書に基づき理事会にて審査する。

(入会通知)

第4条 第2条の2による入会審査により承認を得た者に対しては、入会承認のお知らせ(別紙様式4)をもって通知する。

(入会金等)

第5条 定款第13条に定める当法人の入会金は、会員総会決議に基づき次のとおりとする。

10,000円

2 日管連登録料は、日管連の定めに基づく。

(会費等)

第6条 定款第13条に定める当法人の年会費は、社員総会決議に基づき次のとおりとする。

年会費（18,000円）及び日管連年会費負担割合額

2 前項の規定にかかわらず、年度途中の入会者は、年会費（18,000円）については、入会を承認された月から3月末までを月割り計算で算出した額とする。また、6月2日以降の入会者は、日管連年会費負担割合額は免除とする。

3 日管連年会費負担割合額とは、定款第13条第4項で算出された日管連年会費額を毎年6月1日現在の会員数で除した額をいう。

(会費等の納入方法)

第7条 入会金等・会費等の納入方法は、当法人指定の口座への振り込みを原則とする。

2 年会費（18,000円）については、次年度分を3月31日までに一括前納するものとする。

3 日管連年会費負担割合額については、当年度分を6月30日までに納入するものとする。

(資格喪失日)

第8条 年会費（18,000円）が3月31日までに未納の時、4月1日から5月末まで

の2ヶ月間、納入につき催告をし、なお納入のないときは5月31日付とする。ただし、理事会が特別の事由があると認めるときはこの限りではない。

2 日管連年会費負担割合額が6月30日までに未納の時、7月1日から8月末までの2ヶ月間、納入につき催告をし、なお納入のないときは8月31日付とする。ただし、理事会が特別の事由があると認めるときはこの限りではない。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うことが出来る。ただし、総会決議が必要なものは、総会決議を経て行うものとする。

附 則

第1条 本規程第12条(資格喪失日)にかかわらず、平成27年度は4月1日から6月末までの3ヶ月間、納入につき催告をし、なお納入のないときは6月30日付とする。

(平成22年3月25日臨時総会において制定)

(平成27年6月4日理事会において改定)

(平成27年12月10日臨時総会において改定)

(平成28年1月14日理事会において改定)